

立憲民主党提出「外国人一般労働者雇用制度の整備の推進に関する法律案」に賛成、政府提出「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」及び「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案」に反対する討論

～2024年5月21日（火）～

立憲民主党 無所属
衆議院議員 鎌田 さゆり

立憲民主党・無所属の鎌田さゆりです。

わたくしは、会派を代表し、立憲民主党提出の「外国人一般労働者雇用制度の整備の推進に関する法律案」通称「外国人労働者安心就労法案」に賛成、政府提出の「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」及び「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案」に反対の立場から討論を行います。

<現状認識>

これまでの技能実習制度は、どう見ても安価な単純労働力の確保のためにも関わらず、その目的を「開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進するため」と強弁し、技能実習生を労働者ではなく「実習生」とし、原則転籍の自由を認めない中で、全てとは言いませんが、賃金が低く劣悪な労働条件で働かせる事例が横行していました。

そこで私たち立憲民主党は、これまで3年もの間、外国人技能実習生や支援団体の皆さんの声を聞き、議論を重ね、政府案よりも、日本が外国人の方々に選ばれる国となり、多くの方々に来日していただき、より長期間、安心して就労・定住することができ、経済界のみならず農業漁業の現場からも喜ばれる「外国人労働者安心就労法案」を今国会に提出し、政府案との違いを法務委員会でも明らかにして参りました。

今の日本の経済力を維持するためには1000万人以上の外国人とともに日本社会を支えてもらう必要があります、日本が生き延びるために必須の条件です。

<立憲案>

「外国人労働者安心就労法案」は、人材不足の産業分野や地域の活力向上と多文化共生への寄与、日本で就労する外国人の人権尊重・職業生活の確保と希望に応じた職業能力の開発、この2つを基本理念とし、柔軟な転籍や3年目から家族帯同を可能とする人権への配慮などは、家族帯同を8年間認めない政府案とは大きく異なります。

また、雇用主の要件を厳格化するとともに、日本政府が悪質ブローカーの排除などを適切に行うことが担保されている国のみとMOCを交わすことや、外国人労働者の求人等の業務を公的機関が一元的に行うことによって、優良な就労先を選定して日本人と同等の賃金等の待

遇を確保するとともに、外国人労働者の来日前後の負担を軽減する内容となっています。日本で働きたいと選んでくれた外国人の方々に、日本を好きになって魅力を感じて長く働き、政府案よりも地域定住・就労定着してもらえ法案です。

<政府案の問題点>

一方、政府案は制度設計自体、従前の技能実習制度の多くを踏襲し、技能実習が育成就労、技能実習生が育成就労外国人、実習実施者が育成就労実施者、監理団体が監理支援機関、外国人技能実習機構が外国人育成就労機構と名前が変わっただけで、国際的にも批判されている技能実習制度の「看板のかけ替えに過ぎない」と言わざるを得ない内容です。

特に問題なのは、「故意に公租公課の支払いをしない」場合等に永住者の在留資格を取り消す条項です。有識者会議での議論がないのみならず、そもそも永住外国人が日本人と比べて「故意に公租公課の支払いをしない割合が高い」という立法事実がないことは委員会質疑の中でも明らかになりました。

法務大臣も、入管庁も、永住権が取り消されるのは、悪質なケースだけと答弁で繰り返していますが、国税庁の答弁によれば、税の滞納の場合は、国籍の違いに関係なく、督促を出し、財産調査や差し押さえを行い、悪質性の高いものには刑事罰が科せられ、外国人の場合は1年を超える懲役を受ければ退去強制の対象となります。すでに現行法で公正に対応出来るし、対応しているのではないのでしょうか。

にも関わらず、永住外国人にだけ、永住資格の喪失という、その生活の基盤の根幹を失わせる極めて重い罰則を課すこととなるこの条項は、極めて差別的で人権侵害の恐れがある不当なものと言わざるを得ません。自治体も対応に苦慮するのは明らかです。

さらに政府案は、季節性のある分野を対象として、派遣労働を認める内容となっています。しかし、派遣という労働形態自体が低賃金など多くの問題を抱えています。外国人労働者が、事業者側の都合により、十分な補償もないまま、一方的に雇用が打ち切られる可能性があるなど、育成就労外国人の立場が不当に不安定なものとなり、労働条件が悪化する懸念をぬぐえません。このことから、派遣形態での育成就労には反対です。

海外から一時的に働きに来てもらう単なる労働力扱いのままで、どこが抜本改革なのでしょう。低賃金や不安定な労働環境が失踪や人権侵害につながってきたことを、政府は学んでいるのでしょうか。

<修正協議>

私たち党派は、法案審議と並行して、立憲案に基づいた9つの修正項目を示して修正協議を呼びかけました。その結果、自由民主党・無所属の会、公明党、日本維新の会・教育無償化を実現する会、立憲民主党・無所属の4党派で、附則において、永住外国人の永住資格を喪失させる規定の適用に当たっては、従前の支払い状況、現在の生活状況その他、その者の

置かれている状況に十分に配慮する、などいくつか修正合意し、附帯決議の内容も含めて、一定の成果がありました。真摯な姿勢で協議に応じて頂き、一定の前進があったことに敬意を表します。

<政府案に対する結論>

しかしながら、修正部分を除く政府案は、来日前の高額な初期費用や監理費の負担、家族帯同の長期制限、悪質ブローカーの介在や先ほど申し上げた問題点など、根本解決に至らない点が色濃く残り、多文化共生社会の実現、「共に暮らし働いていきましょう」という意思が見えません。

以上のことから、政府案よりも私ども立憲案の方が、外国人の方々に選ばれる国となり、多くの方々に来日していただき、より長期間安心して就労・定住することができ、経済界のみならず農業漁業の現場からも喜ばれる内容であることは明白であり、政府案に反対いたします。

<在留カード等一体化について>

また、在留カード等とマイナンバーカードの一体化に関する入管法等改正案についても、その立法趣旨に疑問があるだけでなく、プライバシー保護の観点から疑念が残るものと言わざるを得ず、反対いたします。

以上、わたくしの討論と致します。